

がん患者に対するリハビリテーションについて

1 がん患者に対するリハビリテーションの特性

- がん自体が直接、体力低下や機能障害を引き起こす(例:腕神経層への浸潤による腕の麻痺)ことに加え、手術・化学療法・放射線療法等のがんの治療によっても合併症が起こることから、がんの種類や位置、進行を考慮したリハビリテーションや、治療を導入する際には、治療後に起こりうる障害を見越した治療前からのリハビリテーションが重要。
- 他のリハビリテーション対象疾患(脳卒中、大腿骨頸部骨折等)と異なり、がんは原疾患の進行に伴い、機能障害の増悪、二次的障害が生じるため、進行により生じる様々な症状に対応する必要がある(例:骨転移に伴う神経根症状)。

2 現行の診療報酬上の評価

- 発生した障害の種類により、該当するリハビリテーション料を算定する。
- 術前からのリハビリテーションが認められているのは呼吸器リハビリテーションのみ。

3 がん患者リハビリテーション料の算定要件について

(1) 算定要件

- ア 対象者に対して、がん患者リハビリテーションに関する研修を終了した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別に 20 分以上のリハビリテーションが提供された場合に 1 単位として算定する。
- イ がん患者に対してリハビリテーションを行う際には、定期的な医師の診察結果に基づき、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の他職種が共同してリハビリテーション計画を作成すること。
- ウ がんのリハビリテーションに従事する者は、積極的にカンサーボードに参加することが望ましい。

(2) 対象患者

以下の患者について、入院中に限り算定する。

ア 食道がん・肺がん・縦隔腫瘍・胃がん、肝臓がん、胆嚢がん、大腸がんと診断され、当該入院中に閉鎖循環式麻酔により手術が施行された又は施行される予定の患者
例)術前からの呼吸方法や喀痰排出のための訓練等

イ 舌がん、口腔がん、咽頭がん、喉頭がん、その他頸部リンパ節郭清を必要とするがんにより入院し、当該入院中に放射線治療あるいは閉鎖循環式麻酔による手術が施行された又は施行される予定の患者
例)術前・術後の適宜代用器具等も用いた発声や、嚥下の訓練や肩・肩甲骨等の運動障害に対するリハビリテーション等

ウ 骨軟部腫瘍又はがんの骨転移により当該入院中に患肢温存術又は切断術、創外固定又はピン固定等の固定術、化学療法もしくは放射線治療が施行された又は施行される予定の患者
例)義肢や装具を用いた訓練や、患肢以外の機能獲得のための訓練等

エ 原発性脳腫瘍又は転移性脳腫瘍の患者で当該入院中に手術又は放射線治療が施行された又は施行される予定の患者
例)構音障害や麻痺等に対する訓練等

オ 血液腫瘍により当該入院中に化学療法又は造血幹細胞移植を行う予定又は行った患者
例)心肺機能向上や血球減少期間短縮のための身体訓練等

カ がん患者であって、当該入院中に骨髄抑制を来しうる化学療法を行う予定の患者又は行った患者
例)心肺機能向上や血球減少期間短縮のための身体訓練等

キ 緩和ケア主体で治療を行っている進行がん、末期がんの患者であって、症状増悪のため一時的に入院加療を行っており、在宅復帰を目的としたリハビリテーションが必要な患者
例)自助具等の使用訓練、摂食・嚥下療法、呼吸法の指導等

(3) 施設基準

ア がん患者のリハビリテーションに関する所定の研修を終了した医師が1名以上配置されていること。

イ がん患者のリハビリテーションに関する所定の研修を終了した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が2名以上配置されていること。

ウ がん患者のリハビリテーションを行うための十分な専用施設を有していること。